

2018年8月17日

会 員 各 位

一般社団法人 白井工業団地協議会
 代表理事 野水俊夫
 安全衛生災害防止委員会

職長等監督者安全衛生教育のご案内

当協議会では、従業員の資質向上及び労働災害等をなくすため、各種の技能講習会を実施しています。今回の「職長等監督者安全衛生教育」の業務は労働安全衛生法第60条、規則40条の定めるところにより、事業主の責任において、工業的業種で新たに職務につくこととなった職長、その他現場で直接労働者を指導又は監督する者に対して、安全又は衛生のための教育を行わなければならないと定められています。

このため当協議会では、(一社)船橋労働基準協会のご協力を得て「職長等監督者安全衛生教育」を実施することとしました。

この機会に是非、受講されるようご案内いたします。

記

1、日 時 9月21日(金) 22日(土)の2日間
9:00~17:00

2、場 所 白井市公民センター(白井市中98-17) 2階 視聴覚室

3、科 目 労働安全衛生法第60条 ・ 労働安全衛生規則第40条



1	監督者の役割	7	作業方法の改善
2	作業中の監督・指示の方法	8	作業設備の安全化
3	指導及び教育の方法	9	環境条件の保持
4	安全衛生意義の高め方	10	安全衛生点検の方法
5	作業員の適正配置	11	異常時・災害発生時の措置
6	作業手順の定め方	12	災害分析の仕方

4、受講料 **19,570円**

(テキスト代・受講料・消費税・会場費・昼食代(2日分)含む)
 (会員外の方は、1,000円加算されます。)

5、締切日 9月7日(金) 17時まで

6、定 員 30名

(10名に満たない場合、中止となる場合がありますので、ご了承ください。)

- 7、 申込方法 ① 別紙受講申込書
(連絡のつく電話番号及びFAX番号を必ずご記入ください。)
- ② 受講料
- ③ 運転免許証(写し)、又は健康保険証(写し)
(身分確認の為、住所の分かる写しを添付してください。
裏面に住所が記載されている場合は裏面のコピーもお願いします。)
- * 以上、①～③までを添えて締切日までに事務局へお申し込みください。
- 8、 持ち物 ① 筆記用具
- 9、 その他 受講終了後に修了証を交付します。

***** 注意事項 *****

- ◎ 電話での予約は仮となります。申込書と受講料が納入されてから本申込となります。
- ◎ 定員になり次第、締め切らせていただきますのでお申し込みはお早めをお願いいたします。
- ◎ 公民センターの駐車場は大変狭くなっておりますので、乗り合わせてお越しください。
- ◎ 5月1日より公民センター全館・全敷地が全面禁煙となりましたので、ご協力をお願いいたします。



一般社団法人 白井工業団地協議会
事務局 担当: 梅本
白井市中98-17(白井市公民センター内)
TEL : 047-491-0224
FAX : 047-491-0222